

平成28年 不動産鑑定士試験案内

土地鑑定委員会

願書受付期間

電子申請 平成28年2月19日(金)～ 3月11日(金)

書面申請 平成28年2月26日(金)～ 3月11日(金)

※ 当日消印有効

受付期間を過ぎたもの、記載不備等のものは、受付けません。

(願書配付期間 平成28年2月15日(月)～ 3月11日(金))

願書申請方法

- (1) 電子申請：国土交通省オンライン申請システムで受け付けます。
- (2) 書面申請：受験者の住所地を管轄する都道府県主管課で受け付けます。

試験日程

	試験期日	試験時間	試験科目
短答式試験	5月15日(日)	10:00～12:00	不動産に関する行政法規
		13:30～15:30	不動産の鑑定評価に関する理論
論文式試験	8月6日(土)	10:00～12:00	民法
		13:30～15:30	経済学
	8月7日(日)	10:00～12:00	会計学
		13:30～15:30	不動産の鑑定評価に関する理論
	8月8日(月)	10:00～12:00	不動産の鑑定評価に関する理論
		13:30～15:30	不動産の鑑定評価に関する理論(演習)

(注) 各試験とも、試験場は9:15開場、各試験開始の15分前までに着席

合格発表日(予定) 短答式試験 平成28年 6月29日(水)

論文式試験 平成28年10月21日(金)

試験地

- (1) 短答式試験：北海道札幌市 宮城県仙台市 東京都特別区 新潟県新潟市
愛知県名古屋市 大阪府大阪市 広島県広島市 香川県高松市
福岡県福岡市 沖縄県那覇市
- (2) 論文式試験：東京都特別区 大阪府大阪市 福岡県福岡市

目次

表紙	1
目次	2
1. 試験概要	4
(1) 試験の目的及び方法	
(2) 受験資格	
(3) 試験科目及び出題範囲	
(4) 合格基準	
2. 受験願書の配付等	6
(1) 配付期間	
(2) 配付場所	
(3) 郵送による請求	
(4) 電子申請で申込手続きをする場合	
3. 申込手続	6
(1) 電子申請の場合	
(2) 書面申請の場合	
4. 受験票	8
(1) 短答式試験の受験票	
(2) 論文式試験の受験票	
5. 試験地及び試験場	8
(1) 短答式試験の試験地	
(2) 論文式試験の試験地	
(3) 試験場	
(4) 試験場の注意事項	
6. 試験当日	9
(1) 試験当日の日程	
(2) 携行品	
(3) 注意事項	
7. 合格発表	12
(1) 短答式試験の合格発表	
(2) 論文式試験の合格発表	

8. その他の手続き	13
(1) 短答式試験の免除	
(2) 論文式試験の科目の一部免除	
(3) 受験願書の提出後、記入事項に変更があった場合	
(4) 身体上の障害に係る特別措置	
(5) 論文式試験の成績通知	
9. 受験願書記入上の注意	15
受験願書の記入例	16
10. 各都道府県窓口一覧	18
受験願書提出用封筒の記載例	19
受験願書配付から合格証書送付まで	20

試験に関する問合せ先

国土交通省 土地・建設産業局 地価調査課（不動産鑑定士係）

電話：03-5253-8378

FAX：03-5253-1578

住所：〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

（受付時間：土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く10:00～12:00、13:00～18:00）

1. 試験概要

(1) 試験の目的及び方法

不動産鑑定士試験は、不動産鑑定士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的として、短答式及び論文式による筆記の方法により行います。

不動産鑑定士試験に合格した者は、実務修習を修了し、国土交通省に備える不動産鑑定士名簿に登録を受けることにより不動産鑑定士となることができます。

(2) 受験資格

年齢、学歴、国籍、実務経験等に関係なく受験できます。

論文式試験は、本年実施の短答式試験に合格した者及び平成26年又は平成27年の短答式試験の合格者のうち本年の受験申請で短答式試験の免除申請をした者が受験できます。

(3) 試験科目及び出題範囲

以下に記載する法令及び諸規程（不動産鑑定評価基準等を含む。）については、いずれの科目についても平成27年9月1日時点で施行されているものから出題します。

<短答式試験>

不動産に関する行政法規

出題形式：択一式（マークシート方式）

出題範囲：次の①の法律を中心に、②の法律を含みます（関係する施行令、施行規則等を含む。）。

①：土地基本法、不動産の鑑定評価に関する法律、地価公示法、国土利用計画法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、建築基準法、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（建物の区分所有等に関する法律の引用条項を含む。）、不動産登記法、土地収用法、土壤汚染対策法、文化財保護法、農地法、所得税法（第1編から第2編第2章第3節までに限る。）、法人税法（第1編から第2編第1章第1節までに限る。）、租税特別措置法（第1章、第2章並びに第3章第5節の2及び第6節に限る。）、地方税法

②：都市緑地法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、宅地造成等規制法、宅地建物取引業法、自然公園法、自然環境保全法、森林法、道路法、河川法、海岸法、公有水面埋立法、国有財産法、相続税法、景観法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、不動産特定共同事業法（第1章に限る。）、資産の流動化に関する法律（第1編及び第2編第1章に限る。）、投資信託及び投資法人に関する法律（第1編、第2編第1章及び第3編第2章第2節に限る。）、金融商品取引法（第1章に限る。）

不動産の鑑定評価に関する理論

出題形式：択一式（マークシート方式）

出題範囲：不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項

<論文式試験>

<p>民法</p> <p>出題形式：論文式</p> <p>出題範囲：民法第1編から第3編までを中心に、同法第4編及び第5編並びに次の特別法を含みます。 借地借家法、建物の区分所有等に関する法律</p>
<p>経済学</p> <p>出題形式：論文式</p> <p>出題範囲：ミクロ及びマクロの経済理論と政策論</p>
<p>会計学</p> <p>出題形式：論文式</p> <p>出題範囲：財務会計論（企業の財務諸表の作成及び理解に必要な会計理論、関係法令及び会計諸規則を含む。）</p>
<p>不動産の鑑定評価に関する理論</p> <p>出題形式：論文式（演習による出題を含む。）</p> <p>出題範囲：不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項</p>

※ 試験の免除については、「8. その他の手続き（13頁）」をご覧ください。

(4) 合格基準

① 短答式試験の合格基準

総合点で概ね7割を基準に土地鑑定委員会が相当と認めた得点とします。ただし、総合点のほかに各試験科目ごとに一定の得点を必要とするものとします。

② 論文式試験の合格基準

総合点で概ね6割を基準に土地鑑定委員会が相当と認めた得点とします。ただし、総合点のほかに各試験科目ごとに一定の得点を必要とするものとします。

なお、免除科目がある場合は、免除科目を除いた科目の合計得点を基に偏差値等を用いて算出した総合点に相応する点数を、その者の総合点として判定します。

2. 受験願書の配付等

(1) 配付期間

平成28年 2月 15日(月)～ 3月 11日(金)

※ 配付時間は、配付場所により異なります。

(2) 配付場所

都道府県主管課(連絡先18頁)及び国土交通省土地・建設産業局地価調査課(連絡先3頁)

(3) 郵送による請求

請求先：都道府県主管課(連絡先18、19頁) ※ 国土交通省では行っておりません。

請求方法：封筒(請求用)の表面に赤字で「不動産鑑定士試験受験願書等請求」と書き、封筒(返信用)(角形2号：縦33.2cm×横24.0cm程度)を必ず同封すること。返信用の封筒は、140円分の郵便切手を貼付し、宛先及び郵便番号を明記してください。

(4) 電子申請で申込手続きをする場合

国土交通省ホームページより、電子申請用の受験願書(Excelファイル)をダウンロードしてください(アドレス：http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_004466.html)。

3. 申込手続

(1) 電子申請の場合

電子申請については、国土交通省オンライン申請システム(アドレス：<http://www.goa.mlit.go.jp/>)に従い作業してください。

申請にはあらかじめ、国土交通省窓口職員の承認が必要となります。受付期間終了間際に行った場合、願書の提出が期間内にできない可能性がありますので、十分な余裕をもって行ってください。

① 受付期間

平成28年 2月 19日(金)～ 3月 11日(金) 18:00まで(厳守)

※ 上記期限については、受験願書が国土交通省オンライン申請システムに到着した時刻です。

② 提出先

国土交通省ホームページのオンライン申請システムのページより提出してください。

③ 提出書類等

イ) 受験願書(電子申請用)

ロ) 写真(郵送による提出でも可。写真の裏面に氏名・生年月日を記入してください。)

※ 写真の規格については、国土交通省ホームページをご覧ください。

(アドレス：http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_004466.html)

④ 受験手数料の納付方法等

イ) 受験手数料：12,800円を電子納付してください。

(注1) 電子納付では領収書は発行されません。

(注2) 短答式試験の免除や論文式試験の科目の一部免除がある場合も同額です。

ロ) 納付期限：平成28年 3月 16日(水)(厳守)

(注) 受験手数料は、受験願書を送信後、3月16日(水)までに金融機関へ納付してください。期限までに納付されない場合や期限後の納付(システム上の問題による場合を含みます)となった場合、申込の受理はできません。

ハ) 電子申請の場合は、電子納付に限ります。電子納付の詳細については、日本銀行のホームページ (http://www.boj.or.jp/note_tfjgs/kokko/elec/elec_nofu.htm/) をご覧いただくか、又は各金融機関にお問合せください。

(注意) 受験願書を送信する前に納付することはできません。以下の順で納付手続を行ってください。

- ① 受験願書の送信
- ② 納付に必要な番号を登録した旨のメールを受信
- ③ 「申請状況を確認する」のメニューで収納機関番号、納付番号及び確認番号を確認
- ④ ③の番号により、12,800円を金融機関に納付(3月16日(水)まで・厳守)

二) 受験手数料は、申込みを取り下げた場合や受験しなかった場合でも返還しません。

(2) **書面申請**の場合

① 受付期間

平成28年2月26日(金)～3月11日(金) ※ 当日消印有効

※ 受付時間は、都道府県主管課(連絡先18頁)により異なります。

② 提出先

受験者の住所地(受験願書提出時の住所欄)を管轄する都道府県主管課(連絡先18頁)

※ 国土交通省では受験願書の受付は行っていません。

③ 提出方法

窓口への持参又は郵送

※ 郵送の場合は、封筒(角形2号:縦33.2cm×横24.0cm程度)の表面に「**不動産鑑定士試験受験願書在中**」と**赤字**で記載し、必ず簡易書留又は書留で送付してください。

19頁の「受験願書提出用封筒の記載例」を参照してください。

お願い!

- 郵送後の受験願書の到着の確認は、日本郵便株式会社の「追跡サービス」(<https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/>)をご利用ください。
- 受領証(お客様控)は、受験票が届くまで必ずお持ちください。
- 受付窓口(都道府県)への電話によるお問合せは、お控えください。

④ 提出書類等

イ) 受験願書(整理票を含む。)

- ・ 受験願書から整理票部分を切り離さないでください。
- ・ 整理票部分に**写真(縦45mm×横35mm又は縦40mm×横30mm)**を貼付してください。

ロ) 短答式試験の免除又は論文式試験の科目免除を申請する場合は、証明書類の添付が必要となります(「8. その他の手続き」(13頁)をご覧ください。)

⑤ 受験手数料の納付方法

イ) 受験手数料として**13,000円分の収入印紙**を受験願書の収入印紙貼付欄に貼ってください。なお、消印はしないでください。

(注1) 短答式試験の免除や論文式試験の科目の一部免除がある場合も同額です。

(注2) 収入印紙貼付欄に収まるように貼ってください。別紙での提出はできません。

ロ) 受験手数料の納付は、**収入印紙**に限っています。現金、郵便切手、収入証紙等によることはできません。

ハ) 収入印紙は、郵便局等の窓口で取り扱っています。都道府県窓口では購入できません。

二) 受験手数料は、申込みを取り下げた場合や受験しなかった場合でも返還しません。

4. 受験票

(1) 短答式試験の受験票

- ・ 受験番号、試験場等を記載した受験票を4月下旬に発送します。
- ・ 受験票が平成28年5月6日(金)までに届かない場合は、国土交通省土地・建設産業局地価調査課(連絡先3頁)までお問合せください。

※ 短答式試験の受験票は、短答式試験の免除を申請した者には送付しません。

(2) 論文式試験の受験票

- ・ 受験番号、試験場等を記載した受験票を7月中旬に発送します。
- ・ 受験票が平成28年7月22日(金)までに届かない場合は、国土交通省土地・建設産業局地価調査課(連絡先3頁)までお問合せください。

※ 論文式試験の受験票は、短答式試験の合格者及び短答式試験の免除を申請した者のみに送付します。

5. 試験地及び試験場

(1) 短答式試験の試験地

北海道札幌市、宮城県仙台市、東京都特別区、新潟県新潟市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市、広島県広島市、香川県高松市、福岡県福岡市及び沖縄県那覇市

※ 受験申込後、受験申込者の都合により変更することは認めていません。

(2) 論文式試験の試験地

東京都特別区、大阪府大阪市及び福岡県福岡市

※ やむを得ない事情により試験地の変更を希望する場合は、「8. その他の手続き」(13頁)をご覧ください。

(3) 試験場

各地の試験場については、4月上旬までに国土交通省ホームページに掲載します。

(アドレス：http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_004466.html)

なお、受験票には、試験場を記載して通知します。

(4) 試験場の注意事項

- ① 試験場への自動車、オートバイ、自転車等の乗り入れは厳禁とします。
- ② 試験室の空調等については、可能な限り配慮して調節しますが、すべての受験者の要望に応ずることはできませんので、各自で寒暑への備えをしてください。
- ③ 試験場によっては、時計のない場合もあります。
- ④ 試験場によっては、付近に昼食をとるところがない場合もあります。

6. 試験当日

(1) 試験当日の日程（予定） ※ 短答式及び論文式ともに共通

開 場	9時15分
着席時刻	9時45分 ※ 受験上の注意事項等の説明及び試験問題等の配付を行います。
午前の試験	10時00分～12時00分（120分）
着席時刻	13時15分 ※ 受験上の注意事項等の説明及び試験問題等の配付を行います。
午後の試験	13時30分～15時30分（120分）

- ① 試験場の設営が終了していない場合は、終了するまで入室をお待ちいただくことがあります。
- ② 試験開始前に、受験上の注意事項等の説明をしますので、9時45分（午後の試験は、13時15分）までには着席してください。
- ③ 試験開始時刻までに入室しない場合は、原則として受験を認めません。
- ④ 免除申請した科目以外の科目を欠席した場合は、受験が無効となり、以後の科目を受験することもできません。

(2) 携行品

試験中、以下に記載されている携行品以外は、机の上に置いてはいけません。すべて（筆箱も含みます）カバン等の中にしまい、足下に置いてください。

① 受験票

※ 受験票を所持しない者の受験は原則として認めません。

※ 受験票は、試験終了後持ち帰り、合格発表まで（合格者は、合格証書等の通知を受け取るまで）大切に保管してください。

② 筆記用具等

※ 不正行為防止のため、場合によっては、検査させていただくことがあります。

【短答式試験】

- ・ 黒鉛筆（HB又はB）

※ それ以外で書くと無効となります。

※ シャープペンシルでマークシート用紙にマークした場合、正確に読み取れないおそれがあるので、シャープペンシルの使用は不可ですが、メモ等での使用は認めます。

- ・ 消しゴム（プラスチック製）

【論文式試験】

- ・ボールペン又は万年筆（黒インク又は青インク）
※ それ以外で書くと無効となります。
※ 消しゴム等で消えるボールペンは不可とします。

 - ・修正液
※ 修正テープは不可とします。

 - ・定規（目盛り以外の表記がないもの）

 - ・鉛筆、シャープペンシル、消しゴム（プラスチック製）
※ 答案の下書きとして使用することは認めます。

 - ・下敷き

 - ・計算器具：電子式卓上計算機（電卓）、算盤又は計算尺。
※ 8月7日（日）午前の〔会計学〕及び8月8日（月）午後の〔不動産の鑑定評価に関する理論（演習問題）〕において使用可
※ 電卓は、以下に該当するものに限り1台のみ持ち込みを認めます。
 - ・電源内蔵式で、使用時にキー操作音やアラーム等が鳴らないもの
 - ・紙に記録する機能及びプログラム入力又はプログラム記憶機能を有しない、計算機能のみのももの（関数電卓は禁止）

 - ・ホチキス
※ 8月8日（月）午後の〔不動産の鑑定評価に関する理論（演習問題）〕において使用可
- ③ その他持ち込みが可能なもの
- ・ふた付きペットボトル500ml程度のももの1本
※ 試験中の飲食は原則禁止しますが、上記のものに限り、試験中机上に置いて飲むことを認めます。机上にこぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損しないよう十分に注意してください。なお、ペットボトルカバー、缶、瓶、水筒等の使用は認めません。

 - ・蛍光ペン、色鉛筆等
※ 問題用紙への計算、メモ等の記載に限り使用を認めます。

 - ・時計、ストップウォッチ
※ 計時機能のみのもものに限りです。アラーム等音の出る機能の使用は不可とします。
※ 試験監督員が試験実施上問題があると判断した場合は、使用を取りやめていただくこともありますので、その際は、速やかに指示に従ってください。

(3) 注意事項

- ① 不正の手段により試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を受けることが禁止され、又は合格の決定が取り消されるとともに、3年以内の期間、不動産鑑定士試験を受けることができなくなることがあります。
- ② 試験場に掲示する注意事項等を確認してください。また、試験場内では試験管理官の指示に従ってください。
- ③ 携帯電話等の通信機器は、時計又は計算器具としても使用できません。必ず電源を切り、机上の封筒に入れ、カバン等の中にしまってください。試験中に携帯電話等の着信音が鳴った場合は、不正行為とみなすことがあります。
- ④ 試験室内は常時禁煙とし、試験中の飲食は禁止します（ガム、飴等も禁止）。ただし水分補給のためのペットボトルについては6.（2）③に記載のとおりとします。
- ⑤ ゴミ等は、必ず各自持ち帰ってください。
- ⑥ 受験した科目の問題用紙は、試験終了後に持ち帰ることを認めます。中途退出者については、中途退出時の持ち帰りを認めず、当該科目の試験終了後に持ち帰ることを認めます。なお、受験していない科目の問題用紙は持ち帰ることができません。
- ⑦ マスクを着用する場合は、写真照合時に外してください。
- ⑧ 耳栓の使用は、試験管理官の指示、注意等を聴取するのに支障となるので認めません。

8. その他の手続き

(1) 短答式試験の免除

① 平成26年又は平成27年不動産鑑定士試験短答式試験に合格し、かつ、短答式試験の免除申請をした者については、短答式試験を免除します。

② 受験願書の「短答式試験の免除申請欄」に必要事項を記入してください。

③ 書面申請の場合は、下記のいずれか1つの証明書類を貼付してください。

【証明書類】

イ) 平成26年又は平成27年の短答式試験合格通知書の原本又は写し(コピー)

ロ) 平成26年又は平成27年の論文式試験受験票の原本又は写し(コピー)

※ 証明書類の氏名が現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本(原本)を受験願書の裏面に貼付してください。

※ 原本が貼付欄より大きい場合は、折りたたんでください。写し(コピー)が貼付欄より大きい場合は、縮小コピーをしてください。

※ 提出された原本はお返ししませんのでご注意ください。

※ 上記証明書類のいずれの書類もない場合、これらに代わる合格証明書を発行します。

合格証明書の発行については、国土交通省ホームページをご覧ください。

(アドレス: http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_001705.html)

なお、合格証明書の発行には、一週間程度かかりますので早めに手続きをしてください。

※ 電子申請の場合には、短答式試験の免除に係る証明書類は不要です。

ただし、氏名の変更がある場合は、戸籍抄本(原本)を郵送又は持参してください。

(2) 論文式試験の科目の一部免除

① 下表の左欄に該当する者は、右欄の科目について免除を申請することができます。

論文式試験の科目の一部免除を受けられる者	免除科目
<ul style="list-style-type: none">・ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学(予科を含む。)、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校(以下「大学等」と総称する。)において通算して3年以上法律学に属する科目の教授又は准(助)教授の職にあった者・ 法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	民法
<ul style="list-style-type: none">・ 大学等において通算して3年以上経済学に属する科目の教授又は准(助)教授の職にあった者・ 経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	経済学
<ul style="list-style-type: none">・ 大学等において通算して3年以上商学に属する科目の教授又は准(助)教授の職にあった者・ 商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	会計学

・ 高等試験本試験又は旧司法試験第二次試験に合格した者	合格した試験において受験した科目
・ 司法試験に合格した者	民 法
・ 公認会計士試験に合格した者	会計学及び合格した試験において受験した科目（民法又は経済学）

※ なお、免除を申請することができる科目が複数ある場合は（その全部の免除を申請することとはもとより）、その一部のみを任意に選択して免除を申請することもできます。

- ② 受験願書の「論文式試験の科目の一部免除申請欄」に必要事項を記載してください。
- ③ 論文式試験の科目の一部免除に該当することを証明する書類（証明書等）を用意してください。
例）公認会計士試験に合格した者・・・公認会計士・監査審査会発行の合格証明書
- ④ 証明書の提出方法は、次のいずれかによります。
 - イ） 証明書類の原本を受験願書の裏面に貼付してください。貼付欄より大きい場合は、折りたたんでください。
 - ロ） 証明書類の写し（コピー）を受験願書裏面に貼付してください。貼付欄より大きい場合は縮小コピーしてください。

証明書類の写し（コピー）を受験願書の裏面に貼付した場合は、原本照合が必要になります。

- 窓口に直接持参して提出する場合は、その際、原本を提示してください。
- 郵送により提出する場合は、原本と返信用の封筒を受験願書とともに郵送してください。原本は照合後に返送するため、返信用の封筒には、簡易書留又は書留の料金を含む郵便切手を貼付し宛先を明記してください。
- 返信用の封筒が同封されていない場合は、原本を提出したものとみなし、返却することはできませんのでご注意願います。

ハ） 電子申請の場合は、原本を直接国土交通省土地・建設産業局地価調査課（連絡先 3 頁）あてに郵送又は持参してください。

※ 証明書類の氏名が現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本（原本）を貼付（電子申請の場合は、郵送又は持参）してください。

二） 免除の可否について必要がある場合には、受験願書の受領後、申請者に対して、内容の確認を行うほか、追加書類の提出を求めることがあります。

（3） 受験願書の提出後、記入事項に変更があった場合

- ① **受験願書提出後、氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、国土交通省土地・建設産業局地価調査課（連絡先 3 頁）あてに変更届を F A X（03-5253-1578）してください。なお、住所が変更となる場合は、速やかに郵便局に転居届を提出してください。**

変更届の記載例は、国土交通省ホームページに掲載しております。

（アドレス：http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_004466.html）

- ② 短答式試験の試験地の変更は認められません。

- ③ 論文式試験の試験地の変更は、遠隔地への転勤等やむを得ない事情がある場合に限り認めます。6月27日（月）までに国土交通省土地・建設産業局地価調査課（連絡先3頁）までに申し出てください。それ以降の変更は、一切認められません。

変更届の記載例は、国土交通省ホームページに掲載しております。

（アドレス：http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_004466.html）

（4）身体上の障害に係る特別措置

- ① 身体上の障害により受験の際に特別な措置を希望する場合は、受験願書提出前に、国土交通省土地・建設産業局地価調査課（連絡先3頁）まで申し出てください。

※ 特別措置申請書（任意様式）及び障害の症状及び程度を証明する書類（身体障害者手帳の写し（コピー）又は医師の診断書等）が必要です。

- ② 受験願書提出後、新たに障害の事由が発生した場合については、可能な限り対応させていただきますので、速やかにご相談ください。

（5）論文式試験の成績通知

不合格者に対して、得点及びランクを掲載した成績通知書を通知します（11月中旬頃）。

※ 免除申請をした科目以外で、欠席した科目がある者には通知しません。

これまでは希望者に対してのみ通知していましたが、平成28年からは不合格者全員に対して通知します（申請は必要ありません）。

9. 受験願書記入上の注意

- （1）記載事項に不正があると、試験を受けることが禁止され、又は合格の決定が取り消されるとともに、3年以内の期間、不動産鑑定士試験を受けることができなくなることがあります。
- （2）受験願書の記入例（16、17頁）に従って、※印のついた欄を除き、該当するすべての欄に必要事項を漏れなく、正確に記入してください。
※ 特に「住所」の欄は、受験票等が確実に届くように、アパートやマンションなどの建物名、室番号、同居先等まで記入してください。
- （3）記入は、黒又は青のボールペン又は万年筆で、楷書で丁寧に書き、数字は算用数字を用いてください。また、口の欄については、該当する口枠に『レ』を記入してください。
- （4）訂正は、二重線を引いてください。訂正印は不要です。

受験願書の記入例

・氏名は、戸籍のとおり正確に記入してください。
 ・常用漢字でない漢字については、受験者への各通知、合格発表等において、常用漢字による表記をする場合があります。

申込日を記入してください。

・生年月日の元号、性別については、該当する口の枠をレ点でチェックしてください。

・年齢は、申込日現在で記入してください。

下記表の分類の中から該当するものを1つ選択し、アルファベットを記入してください。

ここに記入した住所に受験票を送付します。
 住所は、郵便物が確実に届くように、アパートやマンションなどの建物名、室番号、同居先等まで正確に記入してください。

上記住所と住民票の住所が異なる場合は、必ず記入してください。

メールアドレスは、メールでの連絡が可能な方のみ記入してください。
 (任意)。

短答式試験の免除を申請する場合は、必ず「申請する」の口の枠をレ点でチェックし、合格年及び受験番号を記入してください。
 (合格年は和暦で記入してください。)

短答式試験の免除、論文式試験の科目の一部免除を申請する場合は、免除に該当することを証明する書類を、受験願書裏面の「免除申請証明書類等貼付欄」に貼付してください。

論文式試験の科目の一部免除を申請する場合は、必ず「申請する」の口の枠をレ点でチェックし、免除科目に関して合格した試験等を記入してください。
 (合格年は和暦で記入してください。)

短答式試験の免除を申請する場合は、論文式試験のみ記入してください。

平成 28 年不動産鑑定士試験受験願書

私は、不動産鑑定士試験を受験したいので、以下に記載した内容が真実、かつ正確であることを確認の上、申し込みます。

平成 28 年 2 月 24 日 【申込日】

土地鑑定委員会委員長 殿

氏名 **鑑定 太郎**

氏名 (フリガナ) **カンテイ タロウ**

生年月日 大正 平成 **59** 年 **4** 月 **20** 日 **32** 歳 性別 男 女

職業区分 **F** ※下記表より該当する記号を記入

A. 無職 B. 大学院生 C. 大学生(短大含む) D. 中学・高校生 E. 専門学校生
 F. 鑑定事務所職員 G. 会社員(Fに該当する者以外) H. 公務員 I. その他(自営業等)

住所 (フリガナ) **トウキョウト 4547 カサガセマンション101号室**

東京 都道府県 **千代田** 郡 **霞が関** 区 **目黒** 区 **0番0号** **霞が関マンション101号室**

住民票上の住所 (フリガナ) ※上記住所と住民票に記載された住所が異なる場合のみ記入

都道府県 市区郡

連絡先

電話(自宅)	03 (0000)0000	※連絡可能な電話番号を必ず1以上記入
電話(携帯)	090 (0000)0000	
電話(その他)	03 (0000)0000	
メールアドレス	0000000 @0000.00.jp	その他の連絡先名称 鑑定事務所

※メールアドレスは任意

短答式試験の免除申請 ※免除申請をしようとする者は、この項目を記入し、裏面に証明書類を貼付

<input type="checkbox"/> 申請する	短答式試験の合格年及び受験番号
	平成 年 番

論文式試験の科目の一部免除申請 ※免除申請をしようとする者は、この項目を記入し、裏面に証明書類を貼付

<input type="checkbox"/> 申請する	免除申請科目	免除科目に関して合格した試験等

希望する試験地 ※それぞれ右欄に記載された試験地から希望する試験地を一つ選択し、太枠内に記入

・短答式	東京都	・北海道	・宮城県	・東京都	・新潟県	・愛知県
		・大阪府	・広島県	・香川県	・福岡県	・沖縄県
・論文式	東京都	・東京都	・大阪府	・福岡県		

収入印紙貼付欄

受験手数料 13,000円(過不足のないようにしてください)

- 収入印紙の裏全面にのりをつけて枠内に貼ってください。
- 収入印紙以外のもの(収入証紙や切手等)は使用できません。
- 消印はしないでください。

※受付年月日 年 月 日 都道府県名及び担当者印

※短答式試験受験番号		※論文式試験受験番号		
平成 28 年不動産鑑定士試験 整理票				
希望する短答式試験地 東京都		希望する論文式試験地 東京都		
フリガナ 氏名 カン テイ タロウ 鑑定 太郎				
生年月日 大・中・平 59 年 4 月 20 日		年齢 32 歳	性別 男・女	
住 所 〒123-4567 東京都千代田区霞が関010番0号 霞が関 マンション 101号室				
電話番号 03 (0000) 0000				
<p>(写 真)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人のみが撮影されたもの 6か月以内に撮影されたもの 写真の大きさは縦45mm横35mm又は縦40mm横30mm 無帽で正面を向いたもの 背景や影がないもの <p>・写真の裏面に氏名を書き、枠内に収まるように裏全面にのりを付け貼付してください。</p> <p>(平成 28 年 2 月撮影)</p> <p>短答式 免除</p> <p>論文式 科目 免除</p>	チェック欄		※特記事項	
	短答式	※ AM科目		
		※ PM科目		
	チェック欄			
	論文式 1日目	※ AM科目		
		※ PM科目		
	論文式 2日目	※ AM科目		
		※ PM科目		
	論文式 3日目	※ AM科目		
		※ PM科目		

受験願書の「希望する試験地」と同じ試験地を記入してください。
短答式試験の免除を申請する場合は、論文式試験のみ記入してください。

・氏名は、戸籍のとおり正確に記入してください。
・常用漢字でない漢字については、受験者への各通知、合格発表等において、常用漢字による表記をする場合があります。

年齢は、申込日現在で記入してください。

・写真は、下記の規格にあった写真を提出してください。
 本人のみが撮影されたもの
 申込み前6ヶ月以内に撮影されたもの
 写真の大きさは、縦45mm×横35mm
 又は縦40mm×横30mm
 無帽で正面を向いたもの
 背景や影がないもの
 ※カラー、白黒は問いませんが、これらに合致しない不鮮明なものは受理しません
 (写真のコピーやコピー用紙へ印刷したものは不可)。
 ・人物の大きさは見本程度としてください。
 ・受験時にメガネを着用する場合は、必ずメガネを着用した写真を使用してください。
 ・写真の裏面に氏名を書き、枠内に収まるように裏全面にしっかりとのりを付け貼付してください。

写真の撮影年月を記入してください。

短答式試験の免除を申請する場合は、「免除」と記入してください。

論文式試験の科目の一部免除を申請する場合は、受験願書で申請した「免除申請科目」を記入してください。

整理票の裏面には何も記入しないでください。

10. 各都道府県窓口一覧

都道府県	主 管 課	〒	所 在 地	電話番号
北海道	総合政策部 政策局 土地水対策課	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111
青 森	県土整備部 監理課	030-8570	青森市長島1丁目1番1号	017-722-1111
岩 手	環境生活部 環境保全課	020-8570	盛岡市内丸10番1号	019-629-5268
宮 城	震災復興・企画部 地域復興支援課	980-8570	仙台市青葉区本町3丁目8番1号	022-211-2441
秋 田	建設部 建設政策課	010-8570	秋田市山王4丁目1番1号	018-860-2421
山 形	県土整備部 県土利用政策課	990-8570	山形市松波2丁目8番1号	023-630-2211
福 島	企画調整部 土地・水調整課	960-8670	福島市杉妻町2番16号	024-521-7123
茨 城	土木部 用地課	310-8555	水戸市笠原町978番6	029-301-4353
栃 木	総合政策部 地域振興課	320-8501	宇都宮市塙田1丁目1番20号	028-623-2557
群 馬	企画部 地域政策課 土地・水対策室 土地利用係	371-8570	前橋市大手町1丁目1番1号	027-226-2366
埼 玉	企画財政部 土地水政策課 土地政策担当	330-9301	さいたま市浦和区高砂3丁目 15番1号	048-830-2188
千 葉	県土整備部 用地課 土地取引調査室	260-8667	千葉市中央区市場町1番1号	043-223-3251
東 京	都市整備局 住宅政策推進部 不動産業課	163-8001	新宿区西新宿2丁目8番1号	03-5321-1111
神奈川	県土整備局 事業管理部 建設業課 横浜駐在事務所(宅建指導担当)	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター4階	045-313-0722
新 潟	土木部 用地・土地利用課	950-8570	新潟市中央区新光町4番地1	025-285-5511
富 山	土木部 建築住宅課	930-8501	富山市新総曲輪1番7号	076-431-4111
石 川	企画振興部 企画課	920-8580	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1314
福 井	土木部 土木管理課	910-8580	福井市大手3丁目17番1号	0776-21-1111
山 梨	企画県民部 企画課	400-8501	甲府市丸の内1丁目6番1号	055-237-1111
長 野	企画振興部 地域振興課 土地対策係	380-8570	長野市大字南長野字幅下692番地2	026-235-7025
岐 阜	都市建築部 都市政策課	500-8570	岐阜市藪田南2丁目1番1号	058-272-1111
静 岡	交通基盤部 都市局 土地対策課	420-8601	静岡市葵区追手町9番6号	054-221-3371
愛 知	振興部 土地水資源課	460-8501	名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	052-954-6082
三 重	地域連携部 水資源・地域プロジェクト課	514-8570	津市広明町13番地	059-224-2010
滋 賀	総合政策部 県民活動生活課 土地対策係	520-8577	大津市京町4丁目1番1号	077-528-3372
京 都	建設交通部 建築指導課	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-451-8111
大 阪	住宅まちづくり部 建築振興課 宅建業指導グループ	559-8555	大阪市住之江区南港北1丁目 14番16号(大阪府咲洲庁舎1階)	06-6941-0351
兵 庫	県土整備部 まちづくり局 都市政策課	650-8567	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	078-341-7711
奈 良	県土マネジメント部 まちづくり推進局 建築課	630-8501	奈良市登大路町30番地(県庁分庁舎)	0742-27-7563
和歌山	県土整備部 都市住宅局 公共建築課	640-8585	和歌山市小松原通1丁目1番	073-432-4111
鳥 取	県土整備部 技術企画課	680-8570	鳥取市東町1丁目220番地	0857-26-7111
島 根	土木部 用地対策課	690-8501	松江市殿町1番地	0852-22-5111
岡 山	土木部 都市局 建築指導課	700-8570	岡山市北区内山下2丁目4番6号	086-226-7504
広 島	環境県民局 環境県民総務課	730-8511	広島市中区基町10番52号	082-513-2715
山 口	総合企画部 政策企画課	753-8501	山口市滝町1番1号	083-933-2532
徳 島	県土整備部 用地対策課	770-8570	徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2528
香 川	環境森林部 環境政策課	760-8570	高松市番町4丁目1番10号	087-831-1111
愛 媛	土木部 道路都市局 都市計画課	790-8570	松山市一番町4丁目4番2号	089-912-2736
高 知	土木部 用地対策課	780-8570	高知市丸ノ内2丁目4番1号	088-823-9817
福 岡	企画・地域振興部 総合政策課	812-8577	福岡市博多区東公園7番7号	092-651-1111
佐 賀	県土づくり本部 土地対策課	840-8570	佐賀市城内1丁目1番59号	0952-24-2111
長 崎	企画振興部 土地対策室	850-8570	長崎市江戸町2番13号	095-824-1111
熊 本	企画振興部 地域・文化振興局 地域振興課	862-8570	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-333-2181
大 分	土木建築部 都市計画課	870-8501	大分市大手町3丁目1番1号	097-536-1111
宮 崎	県土整備部 用地対策課	880-8501	宮崎市橋通東2丁目10番1号	0985-26-7111
鹿児島	企画部 地域政策課	890-8577	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-2111
沖 縄	企画部 土地対策課	900-8570	那覇市泉崎1丁目2番2号	098-866-2040

受験願書提出用封筒の記載例

(例) 受験願書の提出が書面申請でかつ郵送による場合、封筒の表面に以下のとおり記載してください。

必ず!
簡易書留
又は書留

角形2号封筒!

・必ず郵便の窓口で「簡易書留」又は「書留」扱いとすること。
 ・期限厳守(締切日の消印有効)

折り曲げ厳禁

不動産鑑定士試験受験願書在中

○
○
県

△
△
局

□
□
部

●
●
係

あて

○
○
県

△
△
市

□
□
丁目

●
●
番
▲
号

必ず!
赤字

郵送前に注意事項をすべて
チェック!

- 郵送時の注意事項**
- 必ず郵便局の窓口で「簡易書留」又は「書留」扱いにして発送してください。
 - 消印の日付が受付期間内であることを必ず確認してください。
 - ※ **受付期間 2/26(金)～3/11(金)**
- 郵送前の注意事項**
- 受験願書を提出する前に、以下の事項を再度確認してください。
 - 受験願書について、記入漏れ及び誤りがないか(整理票部分)
 - 収入印紙(13,000円分)を貼付しているか
 - 写真を貼付しているか(整理票)
 - 合格を証明する書類を添付しているか(免除申請のみ)
 - 封筒に、赤字で「不動産鑑定士試験受験願書在中」を必ず記載してください。
 - 封筒に、申込者の氏名、郵便番号及び住所を必ず記載してください。

平成28年不動産鑑定士試験

受験願書配付から合格証書送付まで

- ◇試験案内及び受験願書配付期間 2/15(月)～3/11(金) →受験願書の記入
収入印紙、顔写真等を用意
- ◇試験申込受付期間
電子申請 2/19(金)～3/11(金)
書面申請 2/26(金)～3/11(金) →申込書類は、締切日消印有効
※受付期間を過ぎたもの、記載不備等のものは、受けません。
- ◇試験場の公表 4月上旬まで →国土交通省ホームページに掲載
(アドレス: http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_004466.html)
- ◆短答式試験受験票の到着 5/6(金)まで →期日までに受験票が届かない場合は、国土交通省土地・建設産業局地価調査課(連絡先3頁)までお問合せください。
- ◆短答式試験の実施 5/15(日) →午前10時00分開始 **9時45分着席**
- ◆短答式試験の合格発表 6/29(水)(予定)
・官報公告 7/8(金)(予定) →合格者の受験番号を発表
① 国土交通省(中央合同庁舎第2号館正面玄関前掲示板)及び各都道府県庁に掲示
② 国土交通省ホームページに掲載
(アドレス: http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_004466.html)
- ◆短答式試験合格通知書の到着 7/7(木)まで →期日までに合格通知書が届かない場合は、国土交通省土地・建設産業局地価調査課(連絡先3頁)までお問合せください。
- ◇論文式試験受験票の到着 7/22(金)まで →期日までに受験票が届かない場合は、国土交通省土地・建設産業局地価調査課(連絡先3頁)までお問合せください。
- ◇論文式試験の実施 8/6(土)～8/8(月) →午前10時00分開始 **9時45分着席**
- ◇論文式試験の合格発表 10/21(金)(予定)
・官報公告 11/4(金)予定 →合格者の受験番号を発表
① 国土交通省(中央合同庁舎第2号館正面玄関前掲示板)及び各都道府県庁に掲示
② 国土交通省ホームページに掲載
(アドレス: http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_004466.html)
- ◇合格証書の到着 10/31(月)まで →期日までに合格証書が届かない場合は、国土交通省土地・建設産業局地価調査課(連絡先3頁)までお問合せください。

※短答式試験の免除申請をした場合は、◆は関係ありません。